

赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務
受託者選定プロポーザル実施説明書

令和7年2月

赤磐市 市民生活部 市民課

1. 業務名

赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務

2. 目的

赤磐市が実施する「赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務」について受託者を選定するために、提案方式による事業者選定を実施する。

3. 業務内容

本業務に係る業務内容については、別紙「赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）によることとする。

ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

4. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5. 提案上限額（消費税込）

5,795,000円

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

6. 選定方法

公募型プロポーザル方式を実施し、選定委員において審査を行い、最高点となった事業者1者を選定する。

7. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 赤磐市の令和6年度入札参加資格者名簿（物品・役務関係）に登載されている者であること。
- ③ 公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ④ 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。

- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 国税及び岡山県税、赤磐市税を完納している者であること。
- ⑧ 令和元年度以降、地方公共団体等の受診勧奨業務実績を有し、かつ法定報告値において受診率向上実績を有していること。
- ⑨ プライバシーマーク又はISO27001/ISMSの認証を取得している者であること。

8. 参加申込書の提出

（1）提出期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月14日（金）まで

（2）提出方法

提出書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和7年2月14日（金）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

（3）提出場所

赤磐市市民生活部市民課

（4）提出書類

①提案参加申込書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

③委任状（代理人を定める場合）（様式第3号）

④業務受託実績書（様式第4号）

※特定健康診査受診率向上業務の実績を有することが確認できる契約書の写し及び業務の概要や受診率向上が確認できる書類を添付すること。

⑤会社の事業概要がわかる会社案内等の資料

⑥プライバシーマーク又はISO27001/ISMSの認証を取得していることを証する書類の写し

（5）提出部数 各1部

（6）参加資格審査結果通知

参加資格審査結果の通知は、令和7年2月18日（火）までに電子メールで通知する。

9. 質疑の受付及び回答

（1）受付期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月10日（月）まで

（2）受付方法

質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書（様式第5号）に記入の上、令和7年2月10日（月）午後5時までに電子メールにて赤磐市市民生活部市民課へ E-mail（koknen@city.akaiwa.lg.jp）に添付し提出すること。

E-mailの件名の先頭に「赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務に関する質問」と必ず記載すること。受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

（3）回答

公平性を保つため、令和7年2月13日（木）までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

なお、質問に対する回答は、本実施説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。

10．参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を令和7年3月4日（火）午後5時までに提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

（1）提出方法

下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和7年3月4日（火）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

（2）提出場所

赤磐市市民生活部市民課

11．企画提案書等の提出

（1）提出書類及び部数

①企画提案書 9部 （任意様式）

※仕様書の業務内容に掲げる事項について具体的な提案をするとともに、会社概要（業務実績・営業所・従業員数等）、保健事業実績、業務の実施手順及び実施体制（責任者及び担当者の配置、連絡体制等）、業務スケジュール、業務で使用する各通知のサンプルを記載すること。

※書類は原則としてA4判とする。（A3判による折り込み頁の挿入は可。）

※企画提案書の提出は、1者につき1件とする。

②見積書 1部 （任意様式）

※業務内容ごとの内訳が分かるよう、消費税別で記載すること。

（2）提出期間

参加資格通知後、提案依頼から令和7年3月4日（火）まで

（3）提出方法

提出書類を下記提出場所に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日
を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。

また、郵送の場合は、令和7年3月4日（火）午後5時必着とし、簡易書留に限る。

（4）提出場所

赤磐市市民生活部市民課

1 2. 審査方法等

提案参加者から提出された企画提案書について、選定委員会において提案者によるプレゼンテーション及び質疑を実施し、提案参加者から提出された書類及び企画提案書について、総合的に審査し、望ましい提案の選定を行うものとする。

（1）プレゼンテーション実施予定日

令和7年3月10日（月）

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

（2）プレゼンテーション

① プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

② プレゼンテーションは、責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。

③ プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。

なお、当日の資料追加は認めない。

④ プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。

⑤ プレゼンテーションの時間は40分（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）以内とする。準備、片付けの時間は各10分とする。

⑥ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等を用いることができる。プロジェクター（EPSON製EB-X05予定）及びスクリーンを市で用意する。他の機器等（パソコン等）を使用する場合は提案参加者で準備すること。

⑦ プレゼンテーションは非公開とする。

（3）審査基準等

以下の基準に基づき、審査を行う。

評価項目	評価内容	配点
実績・体制	業務の実績	10
	実施体制	10
企画提案	業務内容の理解度	10
	業務量の把握（スケジュール）	10
	データ分析・評価	15
	具体性・実現性	10
	将来性・独創性	15
	意欲	10
見積価格	見積書の妥当性	10

審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者を選定する。同点の際には見積価格が安価な者を優先する。ただし、配点合計点の6割に達しなければ失格とする。

個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案参加者に対し、書面にて通知する。

1 3. 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

なお、示談が成立しない場合は、次順位者と契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

納付を要する。

(4) その他

本プロポーザルは、赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

1 4. その他

- ①企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- ②提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- ③事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- ④提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、失格とする。
- ⑤提出書類は返却しない。
- ⑥提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- ⑦提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- ⑧提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- ⑨応募のあった事業者名及び得点合計は、審査結果公表時に公表する。

- ⑩採点表及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成１７年条例第８号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第７条第５号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- ⑪最優秀提案事業者の通知をもって本業務の受託者を確約するものではない。

１５．担当部署（問い合わせ先）

〒７０９－０８９８

岡山県赤磐市下市３４４番地

赤磐市 市民生活部 市民課 国保年金班 担当：平山、福島

TEL：０８６－９５５－１１１３

E-mail：koknen@city.akaiwa.lg.jp